

平成26年7月29日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 加藤明彦

平成25年(ハ)第[ ]号 不当利得返還請求事件

口頭弁論終結日 平成26年6月17日

判 決

愛知県 [ ]

原 告 [ ]

同訴訟代理人司法書士

京都市下京区烏丸通五条上る高砂町381-1

被 告

同代表者代表取締役

主

[ ]

淵 真 一 郎

アイフル株式会社

福 田 吉 孝

文

- 1 被告は、原告に対し、金49万1292円及び内金47万2612円に対する平成25年12月13日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は、被告の負担とする。
- 3 この判決は、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求の趣旨

主文1項同旨

第2 事案の概要

1 請求原因の要旨

- (1) 被告は、貸金業を業とする株式会社であるところ、原告は、被告との間で、平成17年4月27日から、継続的に金銭消費貸借取引を行い、金銭の借入、弁済を繰り返してきた。同取引を利息制限法所定の利率で引き直し計算をすると、別紙計算書のとおり、金49万1292円の過払金が発生しており、被告は、法律上の原因なくして利益を得ている。
- (2) 被告は、貸金業登録業者であり、利息制限法を超える利率での貸付を知っ

ており、悪意の受益者である。

- (3) よって、原告は、被告に対し、金49万1292円及び内金47万2612円に対する平成25年12月13日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を求める。

## 2 被告の主張

- (1) 被告は悪意の受益者ではない。

よって、原、被告間の取引を利息制限法所定の利率で引き直す際、不当利得から現に利益の存しない部分は、返済金から控除して過払金の有無及び金額を判断すべきである。

- (2) 期限の利益の喪失

原告が分割金の支払いを怠り、期限の利益を喪失した日以降の取引は、遅延損害金利率で計算されるべきである。

## 第3 当裁判所の判断

- 1 証拠（甲1）によれば、原被告間の本件金銭消費貸借取引を認めることができる。利息制限法所定の利息の利率で原被告間の取引を引き直し計算をすると、別紙計算書のとおりである（返済遅滞分は遅延損害金の利率で計算）。
- 2 悪意の受益者について

- (1) 貸金業者が制限超過部分を利息の債務の弁済として受領したが、その受領につき、いわゆる旧貸金業法43条1項の適用が認められない場合には、当該貸金業者は、同項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについて、やむを得ないといえる特段の事情があるときでない限り、法律上の原因がないことを知りながら過払金を取得した者、すなわち、民法704条の「悪意の受益者」とであると推定される（最判平成19年7月13日）ところ、本件においては、旧貸金業法43条1項の適用は認められず、かつ、特段の事情もないから、被告は悪意の受益者として、民法704条の利息の支払い義務を負う。

なお、仮に、被告が原告に対して「元金定額返済方式」による書面交付をしていたとして、原告は、債務額を容易に認識することはできず、いわゆる17条書面の交付があったとはいえないから、悪意の推定を覆す特段の事情とはならない。

- (2) 最判平成18年1月13日（期限の利益喪失約款下での制限超過利息支払いの任意性否定）の言渡し以前の期限の利益喪失特約下の支払については、これを受領したことのみを理由として、当該貸金業者を悪意の受益者と推定することはできない（最判平成21年7月10日）が、本件において、被告は、いわゆる17条書面、18条書面の作成、交付などの旧法43条1項の要件につき、なんら主張、立証しないので、取引全期間について、被告は悪意の受益者と認められる。

なお、悪意の受益者としての利息発生は過払金発生時である。

- (3) 被告は悪意の受益者と認められるので、善意の受益者を前提とする「原、被告間の取引を利息制限法所定の利率で引き直す際、不当利得から現に利益の存しない部分は、返済金から控除して過払金の有無及び金額を判断すべきである」との被告の主張は理由がない。

### 3 期限の利益の喪失

被告は、原告が延滞した場合でも、残債務全額の支払いを求めたことはなく、延滞日数分のみ遅延損害金を徴収していること、その後、新たな貸付では通常の約定利率に応じた利息しか徴収していないこと（甲1、2）などによれば、被告は、期限の利益を再度付与したものと推認される。

なお、別紙計算書においては、返済遅滞分は遅延損害金の利率で計算されている。

### 4 結論

よって、原告の請求は理由がある。

なお、仮執行宣言は相当であるからこれを付する。被告の仮執行宣言の免脱

申立は却下する。

安 城 簡 易 裁 判 所

裁 判 官 鬼 頭 弘 明

これは正本である。

平成26年7月29日

安城簡易裁判所

裁判所書記官 加藤 明彦

